

日本生協連の生協役員賠償責任保険制度

(会社役員賠償責任保険)



◇ 本制度の概要

「生協役員賠償責任保険」は、日本生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合の生協役員が、業務として行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に、組合員または会員生協、第三者から賠償請求を提起された場合に備えて、生協役員(被保険者)が被る損害(損害賠償金や争訟費用など)を補償する保険制度です。

point

2008年4月1日施行の改正生協法では、組合員代表訴訟制度が導入されるなど、会社法の準用により、生協役員がその責任を組合員や第三者から追及されることが規定されています。

◇ 保険期間

2019年4月1日～2020年4月1日

1. 生協役員賠償責任保険とは

生協役員賠償責任保険とは、各生協（各事業連合、日本生協連含む）の役員としての業務として行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に組合員または会員生協、第三者から損害賠償請求を提起された場合に備えて、被保険者が被る損害（損害賠償金や争訟費用）を補償する保険です。

●役員が個人として責任を問われる場合

役員らの行為や意思決定・判断によって生協に何らかの損害が生じた場合、善管注意義務違反・忠実義務違反等を理由として「役員らの生協に対する損害賠償」が追及される可能性があります。また、不法行為等で第三者（組合員、取引業者、職員等）に損害を生じさせた場合も当然ながらその者から責任追及をされるおそれがあります。行為を行った役員だけではなく、理事会の決議に賛成した、もしくは議事録に異議をとどめなかった役員も同様の責任を負うと考えられます。また、理事会の決議事項以外でも理事会の構成員として、他の役員らの行為を監視すべき義務を怠ったとして責任を追及されることも考えられます。

具体的には、新規事業の行き詰まり、不公正な取引による競業者の損害、不当解雇・雇用差別などさまざまなケースで訴えを起こされる危険が潜んでいるといえます。

生協役員賠償責任保険導入のメリット

○生協役員賠償責任保険に加入することにより、役員の方々が安心して経営に専念できます。

○役員に対する損害賠償請求が発生するおそれ（組合員からの提訴請求や第三者からの予告通知等）が生じた場合、引受幹事保険会社が必要と認めた弁護士への相談費用等の初期対応費用を補償します。

（提訴請求対応費用補償特約、初期対応費用補償特約を自動付帯）

○役員が退任された後の本人やご家族（相続人）への損害賠償請求に対しても、ご契約を継続いただいている限り補償が継続します。

○言いがかり的な訴訟に巻き込まれた場合の弁護士費用等も補償します。

○被保険者である役員が、役員としての業務につき行った不当解雇等、配置・昇進等の差別、セクハラ、パワハラにより損害賠償請求を受けた場合も補償します。2019年4月1日より不当な雇用慣行等やアルハラ、マタハラ等の各種ハラスメントにより損害賠償請求を受けた場合も補償します。

（雇用慣行賠償責任補償特約（日本生活協同組合連合会用）を自動付帯）

2. 生協役員賠償責任保険の保険契約者と被保険者

保険契約者	日本生活協同組合連合会
加入対象者	日本生協連の会員生協、会員事業連合、医療福祉生協、大学生協
被保険者	<p>①各生協のすべての理事、監事、執行役員(非常勤役員を含みます。)</p> <p>② 上記の方々の相続人</p> <p>※執行役員は、生協法上では役員ではないため代表訴訟の対象とはなりません。第三者に対する責任を問われることが考えられるため、「執行役員・追加被保険者特約」により被保険者に含みます。</p> <p>※既に退任している役員および保険期間中に新たに選任された役員の方も自動的に被保険者となります。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任されている役員は除きます。</p> <p>※子会社の役員も補償されます。</p> <p>※子会社とは生協が直接、間接を問わず総株主の議決権の過半数を有する株式会社とその他の生協がその経営を支配している法人として会社法施行規則に定める法人をいいます。</p>
保険適用地域	日本国内

【被保険者の範囲】

会員生協			会員生協の子会社	
理事	監事	執行役員	取締役	監査役
◎	◎	◎	◎	◎

3. 生協役員賠償責任保険の保険期間

保険期間は1年間（4月1日制度保険始期）です。

- ※ 中途加入の場合は、所定の締切日に応じて毎月1日を保険始期とし、翌4月1日を満期日とします。
- ※ 訴訟中の生協につきましては、訴訟案件が終了するまで、本制度にはご加入できません。

4. お支払いする保険金

生協役員賠償責任保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保険金の種類		支払方法
(1) 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者への賠償債務の弁済のために支払う金額	損害賠償請求権者へ賠償債務を弁済したときに、支払限度額を限度にお支払いします。
(2) 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きに要した費用	(1)と合算して、支払限度額を限度にお支払いします。

- ※ (1)の保険金には判決により支払いを命じられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
- ※ 税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金は、保険金支払の対象となりません。
- ※ (1)・(2)の合計額についてお支払いします。
- ※ (1)の保険金請求権については損害賠償請求権者に先取特権があります。損害賠償請求権者に(1)の保険金が支払われた場合、(2)にてお支払いする金額は、支払限度額から損害賠償請求権者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※ 他の保険契約から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由または行為が認められた損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。適用

の判断は個々の役員ごとに行われます。

- ① 違法に私的な利益や便宜の供与を得たこと
- ② 犯罪行為
- ③ 法令違反を認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由のある場合を含みます。）行った行為
- ④ 違法な報酬または賞与等の受領
- ⑤ インサイダー取引
- ⑥ 政治団体、公務員、取引先の役員・従業員等に対する違法な利益供与

など

次の事由または行為が認められた、もしくは事由または行為があったとの申立てに基づく損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求（※1）（※2）
- ② 初年度契約の保険期間の開始日より前に生協に対して提起されていた訴訟と同一または関連する事実起因する損害賠償請求
- ③ 保険期間の開始日において役員が損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っていた場合、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求（※2）
- ④ 保険期間の開始日より前になされていた役員に対する損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求（※2）
- ⑤ 汚染物質、核物質に起因する損害賠償請求
- ⑥ 身体障害、財物損壊、人格権侵害に対する損害賠償請求（※3）
- ⑦ 記名子会社の役員に対する賠償請求で、記名子会社の総株主の議決権の過半数を有しておらず、かつ、その記名子会社の経営を支配していない間に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 他の役員、生協もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、またはこれらの者が関与して、生協もしくはその子会社の議決権を有する者、および生協もしくはその子会社に対して役員等の責任を追及する訴えを請求することができる者からなされた損害賠償請求（※4）（※5）
- ⑨ 記名子会社の株式を10%以上保有する大株主（株主権または議決権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。）からなされた損害賠償請求、または大株主が関与して、生協もしくは記名子会社の議決権を有する者および生協に対して株主代表訴訟等を提起できる者からなされた損害賠償請求

など

- ※1 加入者証記載の初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、被保険者の範囲は拡大されないため、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。
- ※2 「一連の損害賠償請求」とは、損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなされます。
- ※3 「雇用慣行賠償責任補償特約（日本生活協同組合連合会用）」により、役員の業務として行った職員に対する不当解雇等、配置・昇進等の差別、セクシャルハラスメントなどの各種ハラスメント、不当な雇用慣行等に起因する上記⑥の損害賠償請求は保険金支払の対象となります。
- ※4 「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、争訟費用にかかる損害を補償することができます。（損害賠償金は対象外です。）
- ※5 「退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約」を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償することができます。

現在、他の保険会社で「役員賠償責任保険」にご加入されている場合

本制度では、「初年度契約」の保険期間の開始日より前に退任された役員は補償の対象となりません。ただし、現在有効な「役員賠償責任保険」に加入していることを証明する書類（引受保険会社が発行した付保証明や保険証券の写し）をご提出いただける場合は、この「初年度契約」を他損保でご加入されていた契約の開始日としてお取扱いします。

6. 期間中支払限度額および免責金額(自己負担額)

下記Aプラン～Dプランより選択していただきます。

	期間中支払限度額	免責金額(自己負担額)
Aプラン	5,000万円	なし
Bプラン	1億円	なし
Cプラン	2億円	なし
Dプラン	3億円	なし

※上記以外のプランをご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

7. 自動付帯される特約

この保険には、下記の①～⑤の特約が自動付帯されます。

①株主代表訴訟補償特約

代表訴訟で敗訴した場合の損害について保険金をお支払いします。

②執行役員・追加被保険者特約

執行役員は生協法上の役員ではないため、代表訴訟の対象とはなりません。第三者に対する責任を問われることが考えられるため、被保険者に追加します。

③提訴請求対応費用補償特約

組合員が生協に対して役員の実任を追及する訴えを起こすよう提訴請求がなされてから、実際に代表訴訟が提起されるまでの間に、役員が支出した弁護士への相談費用等を補償します。本特約により、他の保険金と合算して期間中支払限度額の範囲内で補償します。

④訴訟関係費用補償特約

民事訴訟法に規定される証拠収集手続(当事者照会、文書提出命令)に対応するため役員が支出した文書作成費用等を他の保険金と合算して期間中支払限度額の範囲内で補償します。

⑤補助参加費用補償特約

役員が組合員代表訴訟を提訴され、役員賠償責任保険で補償される場合に、生協が被告役員側に補助参加したことにより生協が負担する争訟費用を補償します。

- *裁判所が補助参加を認めない場合には、保険金をお支払いできません。
- *本特約による保険金のお支払いは、主契約の期間中支払限度額の10%に相当する額または1,000万円のいずれか低い額となります。
- *争訟費用前払支払特約を付帯した場合も含め、争訟費用の前払いはできません。

⑥会社（生協）訴訟一部補償特約

次に掲げる訴訟の提起による損害賠償請求がなされたことにより、被保険者である役員が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用を補償します。

- *組合員から生協に対して役員の実任を追及する訴えの提起の請求がなされた場合に、その請求に基づいて生協が役員に対して提起する訴訟
- *第三者（注）から生協に対する損害賠償請求に基づき、生協が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、役員の実任を追及するために生協が役員に対して提起する訴訟

（注）「第三者」とは、「他の被保険者、生協、生協の子会社、生協の子会社の株主、生協の職員および子会社の職員」以外の者をいいます。

⑦初期対応費用補償特約

第三者賠償請求の予告通知等を受けた場合に、弁護士への相談費用等の初期対応費用を補償します。

⑧雇用慣行賠償責任補償特約（日本生活協同組合連合会用）

被保険者が役員の実任として行った不当解雇等（※）、配置・昇進等の差別、セクシャルハラスメントなどの各種ハラスメント、不当な雇用慣行等の行為により、保険期間中に損害賠償請求を受けたことにより被る損害を補償します。ただし、本特約では役員として行った行為のみが補償対象となるため、従業員が起こしたセクシャルハラスメントなどの各種ハラスメント等により役員が訴えられた場合は補償対象となりません。本リスクを補償するためには、雇用慣行賠償責任保険または業務災害補償保険の雇用慣行賠償責任補償特約への加入が必要です。（本特約と雇用慣行賠償責任保険または業務災害補償保険の雇用慣行賠償責任補償特約に同時に加入した場合、不完全重複となります。）

また、被保険者の「犯罪行為」に起因する損害賠償請求を免責としているため、被保険者の行為が「犯罪行為」に該当する（刑罰が適用されるなど）場合には、本特約においても保険金は支払われません。

（※）不当解雇等とは、解雇、退職または定年について不当に差別的な取扱いを行うことをいいます。

⑨公告・通知費用補償特約

組合員代表訴訟の手続きにおいて、生協が組合員等に対して公告・通知を行う場合の次の費用を補償します。

- ・組合員代表訴訟の提訴請求を受けた結果として、生協が役員に対して責任追及を行わない場合に、その理由を組合員に通知するための費用（不提訴理由通知費用）
- ・組合員代表訴訟の訴訟告知を受理した場合に、その旨を公告するための費用（訴訟告知受理公告・通知費用）

⑩危機管理コンサルティング費用補償特約

組合員から提訴請求または代表訴訟が提起された場合に、その影響を軽減するための対策について生協がコンサルティング会社に相談した場合の次の費用を補償します。

- ・コンサルティング会社から支援、指導または助言を得るために支出した費用
- ・対策を講じるために要した損害賠償請求の原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ等による会見、広告費用等

⑪提訴請求調査費用補償特約

組合員から提訴請求がなされた場合に、生協が提訴請求に掲げられた事実関係について調査を行うために要した費用を補償します。

⑫第三者委員会設置費用補償特約

第三者から予告通知を受けた場合または組合員から提訴請求が提起された場合に、生協が不祥事について調査し、その結果を組合員等の利害関係者に対して開示するために第三者委員会を設置した場合の次の費用を補償します。

- ・委員に対する報酬
- ・報告書作成等の委員会活動に要した費用

⑬争訟費用前払支払特約

損害賠償金を支払うに先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができる旨を定めた特約です。

ただし、普通保険約款および特約によりその損害が補償されないこととなった場合や、先取特権を有する損害賠償請求権者に対して支払われる保険金との関係等で既に支払われた争訟費用の全部または一部について、返還しなければならない場合があります。

⑭先行行為補償特約

保険証券記載の初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、本特約を付帯した場合であつ

ても、被保険者の範囲は拡大されないため、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。

(※「合併に関する特約」が付帯される場合は、その特約記載の法人の役員の方については特約記載の期日の 10 年前の応当日から合併日までの間に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、合併前の生協が加入していた D&O 保険の初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。)

⑮証券適用地域特約

日本国内で提起された損害賠償請求にかかる損害に限り補償します。

8. 任意に付帯できる特約

この保険には、下記の特約が任意付帯できます。

(1) 退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約

この特約は、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した他の役員への損害賠償請求について、争訟費用にかかる損害を補償することができます。ただし、当事者同士の馴れ合いに基づく訴訟による損害や役員同士の内輪もめを原因とする訴訟による損害に対しては、保険による補償を提供するべきではないという観点から、以下に該当するものについては、補償されません。

- 退任役員からの訴訟に敗訴した場合の損害賠償金
- 訴訟を提起する退任した役員が在任中の行為・退任後に関与した行為
- 訴訟を提起する退任した役員自身の争訟費用

(2) 退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約

この特約を付帯することで、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償することができます。

ただし、訴訟を提起または関与した退任役員が在任中の行為や退任後に関与した行為に起因する損害賠償請求については、保険金をお支払いしません。また、訴訟を提起または関与した退任役員自身に対しては、保険金をお支払いしません。

なお、本特約は「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」とセットで付帯いただきます。

*本特約の支払限度額は、主契約の支払限度額の内枠として、主契約の支払限度額の 30%相当額、または 5,000 万円のいずれか低い額が適用されます。

(3) 合併に関する特約

この特約を付帯することで、生協の合併等により消滅した生協の役員が初年度契約日から合併日までの行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被る損害を補償することができます。

ご注意ください!!

生協が合併または資産のすべてを第三者に譲渡した場合、そのままでは合併日（譲渡日）以降に行われた行為について、保険金支払の対象になりません。

上記特約によって補償されますので、合併を予定されている場合は、必ず、事前取扱代理店にご連絡ください。

9. 保険料について

生協役員賠償責任保険の保険料を算出するには、次の「保険料算出必要書類」が必要となります。

保険料算出必要書類

1. 保険料算出質問書兼見積り依頼書
2. 直近年度1年間の事業報告書（貸借対照表等）

保険料は契約の条件によって異なりますので、個別に提示させていただきます。

10. 保険料の税務上取扱い

「当保険は、役員が生協に損害を与えた場合に備えた保険であり、加害者（役員）のために被害者である生協が保険料を支払うのはおかしい」等として、保険料の全額を生協が負担することは会社法上問題ありとする見解があります。そのため、代表訴訟において役員が敗訴した場合（賠償責任を負担した場合）の損害について補償する、「株主代表訴訟補償特約」の特約保険料については役員が負担する必要があります。

特約保険料は、保険料総額の10%となり、この特約保険料を役員全員で負担することになります。

なお、保険料の見積りに際しては、基本契約と特約に区分して保険料を提示します。

基本契約の保険料	経費として損金処理
株主代表訴訟補償特約部分の保険料	役員の個人負担（報酬から天引き等）

11. 今後のスケジュール

保険料算出質問書兼見積り依頼書の締切り	2019年2月8日
保険料の提示および加入申込書等のご案内	2019年2月中旬
加入申込書等締切り	2019年3月1日
保険料お振込締切り	2019年3月20日
制度開始	2019年4月1日

12. その他

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点等につきましては、取扱代理店または引受幹事保険会社までお問い合わせください。
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)を請求する権利は、被保険者に優先して損害賠償請求権者に発生します(先取特権といいます)。費用保険金が保険金の内枠として含まれる場合は、賠償責任に対する保険金のみ損害賠償請求権者に優先してお支払いいたします。
- ご加入の際は必ず重要事項説明書をご覧ください。
- 万一事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または引受幹事保険会社まで次の事項をご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

〈ご通知いただく事項〉

- 賠償事故が発生した日時・場所および状況
- 被害者の住所・氏名および被害物件
- 保険証券番号と保険期間
- 賠償事故の内容・原因等

※ 示談金額を決定する場合には必ず事前に引受幹事保険会社にご連絡ください。事前にご連絡をいただけない場合には、賠償金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご相談・お問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社アイアンドアイサービス

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13

TEL 03-6836-1330

FAX 03-6836-1333

【引受幹事保険会社】

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

〒105-8604

東京都港区新橋 1-18-6

TEL 03-3504-2898

FAX 03-3504-2948

【非幹事保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社